

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和4年5月 19 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100188 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200005 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月16日の標準賞与額を20万8,000円、同年12月3日の標準賞与額を27万円に訂正することが必要である。

平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月16日及び同年12月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和54年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年7月

② 平成16年12月

請求期間①及び②において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された預金通帳（写）並びにA社の複数の同僚から提出された賞与明細書（写）及び預金通帳（写）から判断すると、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①及び②の賞与支払年月日については、上記の請求者に係る預金通帳（写）並びに同僚の賞与明細書（写）及び預金通帳（写）から、請求期間①は平成16年7月16日、請求期間②は同年12月3日とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の請求者に係る預金通帳（写）及び同僚の賞与明細書（写）により推認できる賞与支払額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は20万8,000円、請求期間②は27万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

A社は、平成18年7月13日付で厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主からは、平成16年7月16日及び同年12月3日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2100181 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2200002 号

第1 結論

平成 18 年＊月から平成 22 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 61 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年＊月から平成 22 年 7 月まで

私は、平成 24 年になってこれまで未納だった国民年金保険料を納付しようと思っていたところ、過去 10 年間に遡って保険料を納付できるという話を聞いたので、同年 9 月頃に A 年金事務所へ電話をし、納付書を送付してもらい、銀行から 130 万円ないし 140 万円ぐらいを出金した。その後、送られてきた納付書により、すぐに近所の B 事業所で同じ日の内に数回に分けて、請求期間を含む未納分の保険料を全て納付した。

しかし、国の記録では、納付した国民年金保険料のうちの一部分しか記録に反映されておらず、請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成 24 年 9 月頃に請求期間を含む未納分の国民年金保険料を全て納付したにもかかわらず、一部分しか記録に反映されておらず、請求期間の保険料が未納となっていることに納得できないと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、平成 24 年 9 月 24 日に、請求者の平成 22 年 8 月から平成 24 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、請求者が納付した時点（平成 24 年 9 月 24 日）において、請求期間については、時効により保険料を納付することができない。なお、請求期間の保険料を納付するには、平成 24 年 10 月から平成 27 年 9 月までの 3 年間に限り実施された後納制度（法律の改正により国民年金保険料を納めることができる期間が、過去 2 年から過去 10 年に延長された）によるほかないが、当該制度は、年金事務所に対し申込みを行い、承認を得る必要があったところ、請求者は当該制度の申込みをしていない旨陳述している。

また、請求者が国民年金保険料を納付したと主張している B 事業所を経営統合した C 社は、

B 事業所の国民年金保険料の収納に関する書類は引き継いでいないと陳述していることから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

さらに、請求期間は基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期である上、平成 14 年 4 月以降は、保険料の収納を国が一元的に行うこととされたことを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤が生じることは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。